

山梨県健康管理事業団運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県健康管理事業団運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人山梨県健康管理事業団（以下「事業団」という。）の行う業務に係る経費を予算の範囲内で補助することにより、事業団の運営の円滑化を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 知事は、事業団が行う事業で、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ相当と認めるものについて、交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業団は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業経費計算書

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業団に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 事業団は、補助事業の内容、事業に要する経費及び経費の配分を変更し又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、次に掲げる軽微な変更を除いて、あらかじめ変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
- (2) 経費の各支出科目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業団は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業団は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業経費計算書

- 2 前項の規定による報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業団に通知する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた事業団は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年7月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別 表

補 助 対 象 経 費

補助対象経費	経 費 の 区 分
人件費	事務局長に係る給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当並びに共済費及び負担金等（事業主負担分）

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(公財) 山梨県健康管理事業団
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度山梨県健康管理事業団運営費補助金交付申請書

このことについて、山梨県健康管理事業団運営費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書 別紙1のとおり
 - (2) 収支予算書 別紙2のとおり
 - (3) 事業経費計算書

別紙 1

事業計画（実績）書

1. 補助事業の内容

（単位：円）

補助事業区分	補助事業の内容	事業費
合	計	

2. 補助事業に要する（した）経費の配分

（単位：円）

補助対象経費区分	事業費	補助金申請額
合	計	

別紙 2

収支予算（決算）書

1. 収入の部

(単位：円)

区 分	事 業 費
県 補 助 金	
そ の 他	
合 計	

2. 支出の部

(単位：円)

経 費	事 業 費	県 補 助 金
合 計		

(様式第 2 号)

番 号
平成 年 月 日

(公財) 山梨県健康管理事業団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

山梨県知事 ○ ○ ○ ○

平成 年度山梨県健康管理事業団運営費補助金交付決定通知書

平成○年○月○日付けで申請のあった平成○年度山梨県健康管理事業団運営費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成○年○月○日付けで申請のあった山梨県健康管理事業団運営費補助事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(公財) 山梨県健康管理事業団
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度山梨県健康管理事業団運営費補助金
変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け、健第 号で交付決定のあった標記補助事業の内容(経費の配分)を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、山梨県健康管理事業団運営費補助金交付要綱第6条の規定に基づき承認を申請します。

1. 変更(中止、廃止)の理由

2. 変更内容

変 更 前	変 更 後

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(公財) 山梨県健康管理事業団
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け、健第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県健康管理事業団運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 A	既概算 交付額 B	差引額 (A-B)	今回概算 請求額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1)現金 指定金融機関名
(2)口座振替 振込先金融機関名：
本支店名：
預金種別 (当座・普通)
ふりがな
口座名

No.

(様式第5号)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(公財) 山梨県健康管理事業団
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度山梨県健康管理事業団運営費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け、健第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県健康管理事業団運営費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実績報告します。

- 1 補助金額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実績書 別紙1のとおり
 - (2) 収支決算書 別紙2のとおり
 - (3) 事業経費計算書